

令和8年栗山町議会定例会

6月定例会議議案

開会 令和8年6月16日

栗山町議会議場

令和 8 年栗山町議会定例会
6 月定例会議

議 事 日 程

令和 8 年 6 月 1 6 日
午前 9 時 3 0 分開議

日 程	議 案 番 号	議 件 名	結 果
1		会議録署名議員の指名	
2		議会運営委員会報告	
3		諸般の報告 ①会 務 報 告	
		②監 査 報 告	
4		令和 8 年度町政執行方針	
5		一 般 質 問	
6	議 案 第 3 号	令和 8 年度栗山町一般会計補正予算（第 1 号）	
7	議 案 第 4 号	令和 8 年度栗山町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）	
8	議 案 第 5 号	令和 8 年度北海道介護福祉学校特別会計補正予算（第 1 号）	
9	報 告 第 4 号	令和 7 年度栗山町一般会計繰越明許費繰越計算書について	
10	報 告 第 5 号	令和 7 年度栗山町下水道事業会計予算繰越計算書について	

会 務 報 告

5月 11日	くりやま駅前通り商店街協同組合第35回通常総会・懇親会に議長が出席した。
12日	議会運営委員会を委員会室で開催した。
13日	全員協議会を議員控室で開催した。
〃日	福岡県柳川市議会議会運営委員会が視察のために来庁したので議長が応接した。
14日	栗山町議会議員の報酬に関する調査特別委員会を議場で開催した。
〃日	北海道町村議会議長会理事会に議長が出席した。 <div style="text-align: right;">(於 札幌市)</div>
17日	栗山町議会基本条例制定20周年記念事業をカルチャープラザEkiにて開催した。
18日	議員研修会を議員控室・委員会室・正副議長室で開催した。
20日	茨城県桜川市議会総務常任委員会が視察のために来庁したので議長に代わって総務教育常任委員長が応接した。
21日	茨城県つくば市議会議会運営委員会が視察のために来庁したので議長が応接した。
24日	第7師団創隊71周年・東千歳駐屯地創立72周年記念行事に議長が出席した。
25日	令和8年度栗山町国道234号整備促進期成会総会に議長が出席した。
26日	令和8年度町村議会議長・副議長研修会に議長及び副議長が出席した。 <div style="text-align: right;">(於 東京都)</div>
28日	栗山高校女子野球部激励会に議長に代わり副議長が出席した。
29日	国道ごみゼロの日運動・慰労会に議長が出席した。
〃日	広報広聴常任委員会広報小委員会を委員会室で開催した。
6月 2日	学校再編に関する調査特別委員会を議場で開催した。
5日	広報広聴常任委員会広報小委員会を委員会室で開催した。

議案の提出について

令和8年栗山町議会定例会6月定例会議に報告第4号から報告第5号まで及び議案第3号から議案第13号までを別紙のとおり提出する。

令和8年6月16日

栗山町議会議長 鵜川和彦様

栗山町長 佐々木 学

議案第3号

令和8年度栗山町一般会計補正予算（第1号）

令和8年度栗山町一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ129,202千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11,210,202千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の変更、追加は、「第3表 地方債の補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入		(単位：千円)		
款	項	補正前予算額	補正予算額	計
1 町税		1,374,825	△2,149	1,372,676
	3 軽自動車税	38,977	△2,481	36,496
	7 旧法による税	-	332	332
10 地方特例交付金		18,124	2,149	20,273
	1 地方特例交付金	18,000	2,149	20,149
13 分担金及び負担金		84,687	△11,551	73,136
	1 負担金	84,687	△11,551	73,136
15 国庫支出金		1,393,368	7,813	1,401,181
	2 国庫補助金	731,527	6,863	738,390
	3 委託金	21,533	950	22,483
16 道支出金		708,727	68,871	777,598
	2 道補助金	329,476	68,871	398,347
18 寄附金		327,942	1,600	329,542
	1 寄附金	327,942	1,600	329,542
19 繰入金		477,707	39,648	517,355
	1 基金繰入金	477,456	39,648	517,104
21 諸収入		332,333	6,121	338,454
	5 雑入	194,237	6,121	200,358
22 町債		1,456,300	16,700	1,473,000
	1 町債	1,456,300	16,700	1,473,000
歳 入 合 計		11,081,000	129,202	11,210,202

歳出款	項	補正前予算額	補正予算額	計
2 総務費		2,351,717	9,434	2,361,151
	1 総務管理費	2,311,858	6,695	2,318,553
	3 戸籍住民基本台帳費	4,380	2,739	7,119
3 民生費		2,264,983	2,941	2,267,924
	1 社会福祉費	1,557,954	2,941	1,560,895
4 衛生費		821,530	3,914	825,444
	2 清掃費	266,436	3,914	270,350
5 労働費		12,228	196	12,424
	1 労働費	12,228	196	12,424
6 農林水産業費		462,737	71,354	534,091
	1 農業費	403,613	62,829	466,442
	2 林業費	59,124	8,525	67,649
7 商工費		255,061	-	255,061
	1 商工費	255,061	-	255,061
8 土木費		1,978,293	11,628	1,989,921
	1 土木管理費	288	-	288
	2 道路橋梁費	1,017,774	10,274	1,028,048
	4 都市計画費	282,862	1,354	284,216
10 教育費		1,001,897	29,003	1,030,900
	1 教育総務費	282,576	6,856	289,432
	2 小学校費	115,033	225	115,258
	4 社会教育費	212,180	8,727	220,907
	5 保健体育費	335,007	13,195	348,202
13 諸支出金		4,050	732	4,782
	1 償還金及び還付加算金	4,050	732	4,782
歳出合計		11,081,000	129,202	11,210,202

第3表 地方債の補正

1. 変更

(単位：千円)

起債の目的	補正前	補正後
	限度額	限度額
19. 緊急浚渫推進事業債	24,000	32,800

2. 追加

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
51. 角田幹線排水路護岸改修事業債	700	普通貸借・証券発行及び証書借入	3.8%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	30年以内（うち据置5年以内）の半年賦または年賦元利均等償還及び半年賦または年賦元金均等償還、ただし町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還することができる。
52. GPS除雪管理システム整備事業債	7,200			

歳入歳出事項別明細書

(単位：千円)

歳入 款	項 目	補正前予算額	補正予算額	計	節		説明
					区分	金額	
①	町税	1,374,825	△ 2,149	1,372,676			
	3 軽自動車税	38,977	△ 2,481	36,496			
	1 環境性能割	2,481	△ 2,481	-	1 現年課税分	△ 2,481	
	2 種別割	36,496	△ 36,496	-	1 現年課税分	△ 36,340	
					2 滞納繰越分	△ 156	
	3 軽自動車税	-	36,496	36,496	1 現年課税分	36,340	
					2 滞納繰越分	156	
	7 旧法による税	-	332	332			
	1 軽自動車税環 境性能割	-	332	332	1 現年課税分	332	
⑩	地方特例交付金	18,124	2,149	20,273			
	1 地方特例交付金	18,000	2,149	20,149			
	1 地方特例交付 金	18,000	2,149	20,149	1 地方特例交付 金	2,149	
⑬	分担金及び負担金	84,687	△ 11,551	73,136			
	1 負担金	84,687	△ 11,551	73,136			
	3 教育費負担金	42,514	△ 20,101	22,413	1 給食費負担金	△ 20,101	現年度分 給食費負担金 小学校（含教員）減額
	4 農林水産業費 負担金	-	8,550	8,550	1 農業費負担金	8,550	農業経営高度化支援事業受益者負担金
⑮	国庫支出金	1,393,368	7,813	1,401,181			
	2 国庫補助金	731,527	6,863	738,390			
	1 総務費国庫補 助金	40,680	5,461	46,141	1 総務管理費補 助金	5,461	社会保障・税番号制度システム整備費補助金 2,739 地域未来交付金追加 2,722
	2 民生費国庫補 助金	59,878	1,470	61,348	1 社会福祉費補 助金	1,470	介護保険事業費補助金
	5 教育費国庫補 助金	15,376	△ 68	15,308	1 教育総務費補 助金	△ 68	特別支援教育就学奨励費補助金減額
	3 委託金	21,533	950	22,483			

款	項		補正前予算額	補正予算額	計	節		説明
	目					区分	金額	
⑮	3	1 総務費国庫委託金	203	950	1,153	1 総務管理費委託金	950	自主防災組織等活性化推進事業委託金
⑯	道支出金		708,727	68,871	777,598			
	2	道補助金	329,476	68,871	398,347			
	2	民生費道補助金	56,893	232	57,125	1 社会福祉費補助金	232	医療・介護・障がい施設等物価高騰及び食材料費支援金
	4	農林水産業費道補助金	259,942	47,761	307,703	1 農業費補助金	41,161	強い農業づくり事業補助金 9,418 農業次世代人材投資事業補助金追加 225 畑作物産地生産体制確立・強化緊急対策事業補助金 21,068 農業経営高度化支援事業補助金 10,450
						2 林業費補助金	6,600	シカ集中捕獲支援事業補助金
	7	教育費道補助金	552	20,878	21,430	1 教育費補助金	20,878	北海道市町村学校給食費支援事業費交付金
⑰	寄附金		327,942	1,600	329,542			
	1	寄附金	327,942	1,600	329,542			
		1 寄附金	327,942	1,600	329,542	1 総務寄附金	500	一般寄附金追加 100 企業版ふるさと応援寄附金追加 400
						3 教育寄附金	1,100	
⑱	繰入金		477,707	39,648	517,355			
	1	基金繰入金	477,456	39,648	517,104			
		1 財政調整基金繰入金	227,000	37,723	264,723	1 財政調整基金繰入金	37,723	
		9 森林環境譲与税基金繰入金	18,358	1,925	20,283	1 森林環境譲与税基金繰入金	1,925	
㉑	諸収入		332,333	6,121	338,454			
	5	雑入	194,237	6,121	200,358			
		2 雑入	194,232	6,121	200,353	2 雑入	6,121	スポーツ振興くじ助成金 5,146 過年度多面的機能支払交付金返還金 975
㉒	町債		1,456,300	16,700	1,473,000			
	1	町債	1,456,300	16,700	1,473,000			

款	項		補正前予算額	補正予算額	計	節		説明	
	目					区分	金額		
②	1	4 農林水産業債	27,800	9,500	37,300	1 農業債	9,500	緊急浚渫推進事業債追加 角田幹線排水路護岸改修事業債	8,800 700
		6 土木債	903,500	7,200	910,700	1 道路橋梁債	7,200	G P S 除雪管理システム整備事業債	

歳 出

款	項	目	補正前予算額	補正予算額	計	財源内訳			節		説明			
						特定財源			一般財源	区分		金額		
						国道支出金	地方債	その他						
②	総務費		2,351,717	9,434	2,361,151	6,411		100	2,923					
	1	総務管理費	2,311,858	6,695	2,318,553	3,672		100	2,923					
		1	一般管理費	96,331	-	96,331			△200	200				
		6	財政調整基金費	4,097	300	4,397			300		24	積立金	300	財政調整基金積立金
		19	情報推進費	144,096	5,445	149,541	2,722			2,723	12	委託料	5,445	情報発信等住民ポータル構築業務
		20	防災対策費	6,690	950	7,640	950				7	報償費	380	講師謝礼
											8	旅費	230	講師費用弁償
											10	需用費	210	消耗品費 事業用追加 60 食糧費 業務用追加 50 印刷製本費 チラシ 100
											11	役務費	130	通信運搬費 運搬料 50 手数料 洗濯 30 保険料 旅行 50
	3	戸籍住民基本台帳費	4,380	2,739	7,119	2,739								
		1	戸籍住民基本台帳費	4,380	2,739	7,119	2,739				12	委託料	2,739	戸籍附票システム改修 2,079 住民基本台帳システム改修 660
③	民生費		2,264,983	2,941	2,267,924	1,702			1,239					
	1	社会福祉費	1,557,954	2,941	1,560,895	1,702			1,239					
		2	老人福祉費	426,157	2,297	428,454	1,470			827	12	委託料	90	いきいき交流プラザ指定管理業務追加
											18	負担金補助及び交付金	2,207	補助金 介護施設等環境改善事業
		5	総合福祉センター費	26,319	644	26,963	232			412	10	需用費	644	修繕料 建物追加

款	項 目	補正前予算額	補正予算額	計	財源内訳			節		説明	
					特定財源			一般財源	区分		金額
					国道支出金	地方債	その他				
④	衛生費	821,530	3,914	825,444				3,914			
	2 清掃費	266,436	3,914	270,350				3,914			
	2 塵芥処理費	242,070	3,914	245,984				3,914	12 委託料	3,914 ゴミ袋作成業務追加	
⑤	労働費	12,228	196	12,424				196			
	1 労働費	12,228	196	12,424				196			
	2 勤労者福祉センター費	7,953	196	8,149				196	12 委託料	196 勤労者福祉センター指定管理業務	
⑥	農林水産業費	462,737	71,354	534,091	47,761	9,500	10,475	3,618			
	1 農業費	403,613	62,829	466,442	41,161	9,500	8,550	3,618			
	3 農業振興費	301,312	34,056	335,368	30,486			3,570	18 負担金補助及び交付金	34,056 補助金 農業6次産業化支援事業 3,570 畑作物産地生産体制確立・強化緊急対策事業 21,068 地域農業構造転換支援事業 9,418	
	4 総合土地改良事業費	56,954	28,548	85,502	10,450	9,500	8,550	48	10 需用費	748 修繕料 インフラ施設	
									12 委託料	8,800 排水路浚渫業務追加	
									17 備品購入費	19,000 産業機器	
	5 農業担い手育成費	19,784	225	20,009	225				18 負担金補助及び交付金	225 補助金 農業次世代人材投資事業追加	
	2 林業費	59,124	8,525	67,649	6,600		1,925				
	1 林業振興費	19,815	6,600	26,415	6,600				12 委託料	6,600 シカ等処理環境整備業務	
	2 森林環境譲与税事業費	39,309	1,925	41,234			1,925		12 委託料	1,925 林業用作業倉庫実施設計	
⑦	商工費	255,061	-	255,061			300	△300			
	1 商工費	255,061	-	255,061			300	△300			
	3 栗山駅南交流拠点施設事業推進費	81,491	-	81,491			300	△300			
⑧	土木費	1,978,293	11,628	1,989,921		7,200	100	4,328			
	1 土木管理費	288	-	288			100	△100			

款	項	目	補正前予算額	補正予算額	計	財源内訳			節		説明	
						特定財源			一般財源	区分		金額
						国道支出金	地方債	その他				
⑧	1	1 土木総務費	288	-	288			100	△100			
	2	道路橋梁費	1,017,774	10,274	1,028,048		7,200		3,074			
		2 道路維持費	407,019	746	407,765				746	11 役務費	746 手数料 訴訟	
		3 除雪対策費	162,632	9,528	172,160		7,200		2,328	10 需用費	97 消耗品費 管理用追加	
										11 役務費	385 通信運搬費 データ通信料追加	
										12 委託料	8,084 G P S 除雪管理システム構築業務	
										13 使用料及び 賃借料	962 G P S 除雪管理システム使用料	
	4	都市計画費	282,862	1,354	284,216				1,354			
		2 公園管理費	117,471	1,354	118,825				1,354	10 需用費	935 修繕料 インフラ施設追加	
										12 委託料	419 栗山公園指定管理業務追加	
⑩		教育費	1,001,897	29,003	1,030,900	20,810		△13,855	22,048			
	1	教育総務費	282,576	6,856	289,432			1,000	5,856			
		4 教育諸費	57,857	5,520	63,377				5,520	12 委託料	3,520 栗山小・中学校劣化状況調査業務	
										18 負担金補助 及び交付金	2,000 交付金 角田小学校閉校記念事業 1,000 継立小学校閉校記念事業 1,000	
		5 学園費	94,159	47	94,206				47	27 繰出金	47 北海道介護福祉学校特別会計繰出金追加	
		6 学生寮費	58,880	289	59,169				289	10 需用費	289 修繕料 建物追加	
		7 学校経営改 善費	55,753	1,000	56,753			1,000		24 積立金	1,000 栗山高校女子野球部支援基金積立金	
	2	小学校費	115,033	225	115,258				225			
		1 学校管理費	77,807	225	78,032				225	11 役務費	225 手数料 廃棄物処理追加	
	4	社会教育費	212,180	8,727	220,907				8,727			
		3 公民館費	14,016	878	14,894				878	12 委託料	878 社会教育施設等指定管理業務追加	

款	項	目	補正前予算額	補正予算額	計	財源内訳			節		説明	
						特定財源			一般財源	区分		金額
						国道支出金	地方債	その他				
⑩	4	4 図書館費	68,174	872	69,046				872	12 委託料	872	図書館指定管理業務追加
		6 農村環境改善センター費	14,949	4,233	19,182				4,233	12 委託料	2,143	社会教育施設等指定管理業務追加
										14 工事請負費	2,090	農村環境改善センター温水暖房パネルヒーター取替工事
		7 開拓記念館費	11,408	80	11,488				80	12 委託料	80	社会教育施設等指定管理業務追加
	9 カルチャープラザ費	38,226	2,664	40,890				2,664	12 委託料	2,664	社会教育施設等指定管理業務追加	
	5 保健体育費	335,007	13,195	348,202	20,810		△14,855	7,240				
	1 保健体育総務費	7,367	5,146	12,513			5,246	△100	18 負担金補助及び交付金	5,146	補助金 くりやまハーフマラソン実行委員会追加	
											2 体育施設費	111,222
	12 委託料	5,615								5,615	栗山ダムパークゴルフコース指定管理業務追加 社会体育施設指定管理業務追加	
			18	5,597								
	3 スポーツセンター費	38,603	5,532	44,135				5,532	10 需用費	2,937	修繕料 建物追加	
									12 委託料	2,595	社会体育施設指定管理業務追加	
	4 学校給食費	177,815	△3,847	173,968	20,810		△20,101	△4,556	19 扶助費	△3,847	準要保護児童生徒給食費助成 小学生減額 特別支援教育就学奨励費助成 小学生減額	
										△3,576	△271	
⑬	諸支出金		4,050	732	4,782			732				
	1 償還金及び還付加算金	4,050	732	4,782								

議案第4号

令和8年度栗山町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

令和8年度栗山町国民健康保険特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8,056千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,383,786千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

(単位：千円)

歳入 款	項	補正前予算額	補正予算額	計
1 国民健康保険税		281,606	8,953	290,559
	1 国民健康保険税	281,606	8,953	290,559
4 繰入金		96,372	△897	95,475
	2 基金繰入金	1,659	△897	762
歳入合計		1,375,730	8,056	1,383,786

歳出 款	項	補正前予算額	補正予算額	計
3 国民健康保険事業費納付金		366,300	8,056	374,356
	4 子ども・子育て支援納付金分	-	8,056	8,056
歳出合計		1,375,730	8,056	1,383,786

歳入歳出事項別明細書

(単位：千円)

歳入 款	項 目	補正前予算額	補正予算額	計	節		説明
					区分	金額	
					① 国民健康保険税	281,606	
1 国民健康保険税	281,606	8,953	290,559				
1 一般被保険者 国民健康保険 税	281,606	8,953	290,559	1 医療給付費分	1,563	現年度分追加	
				4 子ども・子育て 支援金分	7,390	現年度分	
④ 繰入金		96,372	△ 897	95,475			
2 基金繰入金		1,659	△ 897	762			
1 基金繰入金		1,659	△ 897	762	1 基金繰入金	△ 897	

歳 出

款	項	目	補正前予算額	補正予算額	計	財源内訳			節		説明	
						特定財源			一般財源	区分		金額
						国道支出金	地方債	その他				
③	国民健康保険事業 費納付金		366,300	8,056	374,356				8,056			
	4	子ども・子育て 支援納付金分	-	8,056	8,056				8,056			
		1	子ども・子 育て支援納 付金分	-	8,056				8,056	18	負担金補助 及び交付金	8,056

議案第5号

令和8年度北海道介護福祉学校特別会計補正予算（第1号）

令和8年度北海道介護福祉学校特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ887千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ135,507千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

(単位：千円)

歳入 款	項	補正前予算額	補正予算額	計
4 繰入金		98,461	47	98,508
	1 繰入金	98,461	47	98,508
6 諸収入		532	840	1,372
	1 雑入	532	840	1,372
歳入合計		134,620	887	135,507

歳出 款	項	補正前予算額	補正予算額	計
1 教育費		133,794	887	134,681
	1 介護福祉学校費	133,794	887	134,681
歳出合計		134,620	887	135,507

歳入歳出事項別明細書

歳入

(単位：千円)

款	項 目	補正前予算額	補正予算額	計	節		説明
					区分	金額	
					④	繰入金	
	1 繰入金	98,461	47	98,508			
	1 繰入金	98,461	47	98,508	1 一般会計繰入金	47	
⑥	諸収入	532	840	1,372			
	1 雑入	532	840	1,372			
	1 雑入	532	840	1,372	1 雑入	840	出前講座追加

歳 出

款	項	目	補正前予算額	補正予算額	計	財源内訳			節		説明				
						特定財源			一般財源	区分		金額			
						国道支出金	地方債	その他							
①	教育費		133,794	887	134,681			840	47						
	1	介護福祉学校費	133,794	887	134,681			840	47						
		1	介護福祉学 校費	133,794	887	134,681			840	47	8	旅費	67	普通旅費追加	
											13	使用料及び 賃借料	333	バス借上料追加	
											18	負担金補助 及び交付金	487	補助金 介護学生海外派遣追加 介護学生包括連携協定自治体介護人材確保支 援事業派遣	307 180

報告第4号

令和7年度栗山町一般会計繰越明許費 繰越計算書について

令和7年度栗山町一般会計予算第6条の繰越明許費は、別紙のとおり翌年度に繰り越したため地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告する。

令和7年度栗山町一般会計繰越明許費繰越計算書

款	項	事業名	金額	翌 繰 年 越 度 額	左の財源内訳				
					既 収 入 特 定 財 源	未 収 入 特 定 財 源			一 般 財 源
						国・道 支出金	地 方 債	特 定 財 源	
② 総務費	1. 総務管理費	防災備蓄品整備事業	円 1,826,000	円 1,826,000	円 0	円 913,000	円 0	円 0	円 913,000
		くりやま地域応援 電子マネー発行事業	円 110,830,000	円 108,176,000	円 0	円 79,865,000	円 0	円 0	円 28,311,000
		くりやまプレミアム付 電子商品券発行事業	円 15,825,000	円 9,825,000	円 0	円 4,586,000	円 0	円 0	円 5,239,000
		水道基本料金減免事業	円 37,100,000	円 37,100,000	円 0	円 25,970,000	円 0	円 0	円 11,130,000
		子育て応援手当 支給事業	円 26,805,000	円 2,000,000	円 0	円 20,000	円 0	円 0	円 1,980,000
⑩ 教育費	2. 小学校費	継立小学校地下埋設 配管改修事業	円 3,630,000	円 1,794,000	円 0	円 0	円 0	円 0	円 1,794,000
合計			円 196,016,000	円 160,721,000	円 0	円 111,354,000	円 0	円 0	円 49,367,000

報告第5号

令和7年度栗山町下水道事業会計予算繰越計算書について

地方公営企業法第26条第3項の規定により、令和7年度栗山町下水道事業会計予算繰越計算書について、次のとおり報告する。

令和7年度栗山町下水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予 計 上 算 額	支 払 義 務 発 生 額	翌 年 度 繰 越 額	左 の 財 源 内 訳			不 用 額	翌 年 度 繰 越 額 に 係 る 繰 越 を 要 す る た な 卸 資 産 の 購 入 限 度 額	説 明
						国庫補助金	企 業 債	当 年 度 損 益 勘 定 留 保 資 金			
1 資本的支出	1 建設改良費	公共下水道事業	円 111,100,000	円 44,400,000	円 66,700,000	円 36,700,000	円 30,000,000	円 0	円 0	円 0	資材の納期遅延による工期延長

議案第6号

栗山町税条例の一部を改正する条例

栗山町税条例（昭和37年条例第6号）の一部を次のように改正する。

第34条の7第2項中「附則第5条の6第2項」を「附則第5条の6第3項又は第4項」に改める。

第36条の2第1項ただし書中「有しなかった者（）」を「有しなかったもの（）」に、「及び第36条の3の3第1項」を「並びに第36条の3の3第1項及び第2項第4号」に改める。

第36条の3の2第1項第2号中「除き、」を「除く。次条第1項第2号において同じ。）（）」に改め、「。次条第1項において同じ」を削り、同条第5項中「次条第4項」を「次条第5項」に改める。

第36条の3の3第1項を次のように改める。

次に掲げる者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）は、公的年金等支払者（所得税法第203条の6第1項に規定する申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する公的年金等（以下この項において「公的年金等」という。）の支払者をいう。以下この条において同じ。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次項各号に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、町長に提出しなければならない。

- (1) 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者
- (2) 法の施行地において公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。）の支払を受ける第23条第1項第1号に掲げる者であって、特定配偶者（所得割の納税義務者（合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）をいう。次号及び次項第3号において同じ。）（退職手当等（第53条の2に規定する退職手当等に限る。以下この号において同じ。）に係る所得を有する者に限る。）又は扶養親族（年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族であって退職手当等に係る所得を有する者に限る。）若しくは特定親族（退職手当等に係る所得を有する者であって、合

計所得金額が85万円以下であるものに限る。)を有する者

- (3) 法の施行地において公的年金等(所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものに限る。)の支払を受ける第23条第1項第1号に掲げる者(当該年中に支払を受けるべき当該公的年金等の額がその年最初に当該公的年金等の支払を受けるべき日の前日の現況において令第48条の9の7の3に定める金額に満たない者を除く。)であって、障害者、寡婦若しくはひとり親に該当する者又は特定配偶者若しくは扶養親族(年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族に限る。)若しくは特定親族(合計所得金額が85万円以下であるものに限る。)を有する者

第36条の3の3第5項中「第3項」を「第4項」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項中「第48条の9の7の3」を「第48条の9の8」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「第1項」に、「法第317条の3の3第1項の規定による申告書に」を「同条第1項の規定による申告書に」に、「法第317条の3の3第1項の規定による申告書を提出する」を「同条第1項の規定による申告書を提出する」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定による申告書の記載事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 公的年金等支払者の名称
- (2) 公的年金等受給者が、法第314条の2第1項第6号に規定する特別障害者又はその他の障害者に該当する場合にはその旨及びその該当する事実並びに寡婦又はひとり親に該当する場合にはその旨
- (3) 特定配偶者の氏名
- (4) 扶養親族又は特定親族の氏名
- (5) その他施行規則で定める事項

第63条中「が土地」の次に「又は家屋」を加え、「、家屋にあつては20万円」を削り、「150万円」を「180万円」に改める。

附則第6条中「から令和9年度まで」を「以後」に改める。

附則第7条の3第1項中「令和20年度」を「令和25年度」に、「令和7年」を「令和12年」に改める。

附則第7条の4中「又は附則第20条第1項」を「、附則第19条の3第1項又は附則

第20条第1項」に、「附則第5条の6第2項」を「附則第5条の6第3項又は第4項」に改める。

附則第9条の2中「附則第7条の2第4項」の次に「（法附則第7条の3第3項又は第4項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」を加える。

附則第17条の2第2項中「附則第34条の2第5項」を「附則第34条の2第6項」に、「附則第34条の2第10項」を「附則第34条の2第12項」に改め、同条に次の1項を加える。

4 第1項（第2項において準用する場合を含む。）の場合において、所得割の納税義務者が、租税特別措置法第31条の2第2項第13号から第15号までに掲げる土地等の譲渡に該当するものをしたときにおけるその譲渡をした土地等がその譲渡をした時において地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第3条第1項の地すべり防止区域、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の土砂災害特別警戒区域又は特定都市河川浸水被害対策法（平成15年法律第77号）第56条第1項の浸水被害防止区域内にあるときは、当該土地等の譲渡は、第1項又は第2項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。

附則第19条の2の次に次の1条を加える。

（特定暗号資産に係る譲渡所得等に係る個人の町民税の課税の特例）

第19条の3 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第38条の2第1項に規定する事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合には、当該事業所得、譲渡所得及び雑所得については、第33条第1項及び第2項並びに第34条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額として令附則第18条の6の4で定めるところにより計算した金額（以下この項において「特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」という。）に対し、特定暗号資産に係る課税譲渡所得等の金額（特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額（次項第1号の規定により読み替えて適用される第34条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）をいう。）の100分の3に相当する金額に相当する町民税の所得割を課する。

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

- (1) 第34条の2の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第19条の3第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」とする。
- (2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項、附則第7条第1項及び附則第7条の3第1項の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第19条の3第1項の規定による町民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項、附則第7条第1項及び附則第7条の3第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第19条の3第1項の規定による町民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第19条の3第1項の規定による町民税の所得割の額の合計額」とする。
- (3) 第35条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第19条の3第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「、山林所得金額若しくは附則第19条の3第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」とする。
- (4) 附則第5条の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第19条の3第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第19条の3第1項の規定による町民税の所得割の額」とする。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和9年1月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第63条の改正規定及び附則第3条の規定 令和9年4月1日
- (2) 第34条の7第2項の改正規定並びに附則第7条の4の改正規定（「附則第5条の6第2項」を「附則第5条の6第3項又は第4項」に改める部分に限る。）並びに附則第9条の2及び第17条の2の改正規定並びに次条第4項の規定 令和10年1月1日
- (3) 附則第7条の4の改正規定（前号に掲げる改正規定を除く。）及び附則第19条の2の次に1条を加える改正規定並びに次条第3項及び第5項の規定 金融商品取引

法及び資金決済に関する法律の一部を改正する法律（令和8年法律第 号）の施行の
日の属する年の翌々年の1月1日

（町民税に関する経過措置）

第2条 この条例による改正後の栗山町税条例（以下「新条例」という。）第36条の3
の3第1項及び第2項の規定は、この条例の施行の日以後に支払を受けるべき公的年金
等について提出する同条第1項の規定による申告書について適用し、同日前に支払を受
けるべき公的年金等について提出したこの条例による改正前の栗山町税条例第36条の
3の3第1項の規定による申告書については、なお従前の例による。

2 新条例附則第7条の3第1項及び第2項の規定は、町民税の所得割の納税義務者が令
和8年1月1日以後に所得税法等の一部を改正する法律（令和8年法律第12号。以下
この項において「所得税法等改正法」という。）第7条の規定による改正後の租税特別
措置法（昭和32年法律第26号）第41条第1項に規定する居住用家屋（同条第16
項の規定により同条第1項に規定する居住用家屋とみなされる同条第16項に規定する
特例居住用家屋を含む。）若しくは既存住宅（同条第17項の規定により同条第1項に
規定する既存住宅とみなされる同条第17項に規定する特例既存住宅及び同条第35項
の規定により同条第1項に規定する既存住宅とみなされる同条第35項に規定する要耐
震改修住宅を含む。）若しくは増改築等をした家屋（同条第17項の規定により同条第
1項に規定する増改築等をした家屋とみなされる同条第17項に規定する特例増改築等
をした家屋を含み、当該増改築等又は当該特例増改築等に係る部分に限る。）又は同条
第6項に規定する認定住宅等（同条第18項の規定により同条第6項に規定する認定住
宅等とみなされる同条第18項に規定する特例認定住宅等を含む。）を同条第1項の定
めるところによりその者の居住の用に供する場合について適用し、町民税の所得割の納
税義務者が同日前に所得税法等改正法第7条の規定による改正前の租税特別措置法第4
1条第1項に規定する居住用家屋（同条第20項の規定により同条第1項に規定する居
住用家屋とみなされる同条第20項に規定する特例居住用家屋を含む。）若しくは既存
住宅（同条第35項の規定により同条第1項に規定する既存住宅とみなされる同条第3
5項に規定する要耐震改修住宅を含む。）若しくは増改築等をした家屋（当該増改築等
に係る部分に限る。）又は同条第10項に規定する認定住宅等（同条第21項の規定に
より同条第10項に規定する認定住宅等とみなされる同条第21項に規定する特例認定
住宅等を含む。）を同条第1項の定めるところによりその者の居住の用に供した場合に

については、なお従前の例による。

3 前条第3号に掲げる規定による改正後の栗山町税条例附則第7条の4の規定は、同号に掲げる規定の施行の日（以下この項及び第5項において「3号施行日」という。）の属する年度の翌年度以後の年度分の個人の町民税について適用し、3号施行日の属する年度分までの個人の町民税については、なお従前の例による。

4 新条例附則第17条の2第4項の規定は、町民税の所得割の納税義務者が前条第2号に掲げる規定の施行の日以後に行う新条例附則第17条の2第1項の土地等の譲渡について適用する。

5 新条例附則第19条の3の規定は、3号施行日の属する年度の翌年度以後の年度分の個人の町民税について適用する。

（固定資産税に関する経過措置）

第3条 新条例第63条の規定は、令和9年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和8年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

議案第7号

栗山町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

栗山町国民健康保険税条例（平成3年条例第8号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「及び」を「、」に改め、「介護納付金」という。）の次に「及び子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の規定による子ども・子育て支援納付金（以下この条において「子ども・子育て支援納付金」という。）」を加え、同項に次の1号を加える。

- (4) 子ども・子育て支援納付金課税額（国民健康保険税のうち、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（北海道の国民健康保険に関する特別会計において負担する子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。）に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。）

第2条第2項ただし書中「66万円」を「67万円」に改め、同条第3項中「属する」の次に「国民健康保険の」を加え、同条に次の1項を加える。

- 5 第1項第4号の子ども・子育て支援納付金課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額に、当該世帯に属する18歳以上被保険者（地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第703条の4第30項に規定する18歳以上被保険者をいう。以下同じ。）につき算定した18歳以上被保険者均等割額を加算した額とする。ただし、加算後の額が3万円を超える場合には、子ども・子育て支援納付金課税額は、3万円とする。

第3条第1項中「地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）」を「法」に改める。

第5条の2第1号中「第7条の3」の次に「、第9条の7」を加える。

第9条の3の次に次の4条を加える。

（国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の所得割額）

第9条の4 第2条第5項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に100分の0.29を乗じて算定する。

（国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額）

第9条の5 第2条第5項の被保険者均等割額は、被保険者1人について1,000円とする。

(18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額)

第9条の6 第2条第5項の18歳以上被保険者均等割額は、18歳以上被保険者1人について100円とする。

(国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の世帯別平等割額)

第9条の7 第2条第5項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1,000円
- (2) 特定世帯 500円
- (3) 特定継続世帯 750円

第21条第1項中「66万円」を「67万円」に、「)並びに」を「)、」に改め、「17万円)」の次に「並びに同条第5項本文の子ども・子育て支援納付金課税額からキからケまでに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が3万円を超える場合には、3万円)」を加え、同項第1号に次のように加える。

キ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について700円

ク 18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 18歳以上被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について70円

ケ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

- ① 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 700円
- ② 特定世帯 850円
- ③ 特定継続世帯 775円

第21条第1項第2号中「305,000円」を「31万円」に改め、同号に次のように加える。

キ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等

割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について500円
ク 18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 18歳以上被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について50円

ケ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

- ① 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 500円
- ② 特定世帯 750円
- ③ 特定継続世帯 625円

第21条第1項第3号中「56万円」を「57万円」に改め、同号に次のように加える。

キ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について200円

ク 18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 18歳以上被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について20円

ケ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

- ① 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 200円
- ② 特定世帯 600円
- ③ 特定継続世帯 400円

第21条第2項に次の1号を加える。

(3) 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

- ア 前項第1号キに規定する金額を減額した世帯 150円
- イ 前項第2号キに規定する金額を減額した世帯 250円
- ウ 前項第3号キに規定する金額を減額した世帯 400円
- エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 500円

第21条第3項各号列記以外の部分中「及び」を「並びに」に改め、「被保険者均等割額」の次に「及び18歳以上被保険者均等割額」を加え、同項第1号中「第24条の30

の5」を「第24条の30の6」に改め、同項に次の3号を加える。

- (7) 国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の所得割額
当該出産被保険者につき第9条の4の規定により算定した所得割額の12分の1の額
に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
- (8) 国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均
等割額 当該出産被保険者につき第9条の5の規定により算定した被保険者均等割
額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保
険者均等割額）の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年
度に属する月数を乗じて得た額
- (9) 国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上
被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第9条の6の規定により算定した18
歳以上被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあって
は、その減額後の18歳以上被保険者均等割額）の12分の1の額に、当該出産被保
険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

第21条に次の1項を加える。

- 4 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に18歳に達する日以後の最初の3月3
1日以前である被保険者（以下「18歳未満被保険者」という。）がある場合における
当該納税義務者に対して課する子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額（当
該納税義務者の世帯に属する18歳未満被保険者につき算定した被保険者均等割額（前
3項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等
割額）に限る。）は、当該被保険者均等割額から、当該被保険者均等割額に相当する額
を減額して得た額とする。

附則第4項、第5項及び第7項から第14項までの規定中「、第8条」の次に「、第9
条の4」を加える。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（適用区分）

- 2 この条例による改正後の栗山町国民健康保険税条例の規定は、令和8年度以後の年度

分の国民健康保険税について適用し、令和7年度分までの国民健康保険税については、
なお従前の例による。

議案第8号

旭台第3支線道路整備その1工事の請負契約について

旭台第3支線道路整備その1工事について、次のとおり請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により本議会の議決を求める。

- 1、契約の目的 旭台第3支線道路整備その1工事
- 2、契約の方法 指名競争入札
- 3、契約金額 51,810,000円
- 4、契約の相手方 栗山町字大井分276番地7
道央建設運輸株式会社
代表取締役 熊谷 博彰

議案第9号

湯地継立線道路改良その1工事の請負契約について

湯地継立線道路改良その1工事について、次のとおり請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により本議会の議決を求める。

- | | |
|----------|--|
| 1、契約の目的 | 湯地継立線道路改良その1工事 |
| 2、契約の方法 | 指名競争入札 |
| 3、契約金額 | 71,500,000円 |
| 4、契約の相手方 | 栗山町字継立368番地5
井沢建設株式会社
代表取締役 喜多村 大吾 |

議案第10号

中里団地4号棟新築主体工事の請負契約について

中里団地4号棟新築主体工事について、次のとおり請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により本議会の議決を求める。

- | | |
|----------|--|
| 1、契約の目的 | 中里団地4号棟新築主体工事 |
| 2、契約の方法 | 指名競争入札 |
| 3、契約金額 | 145,860,000円 |
| 4、契約の相手方 | 栗山町朝日4丁目32番地3
朝日産業株式会社
代表取締役 廣岡 延博 |

議案第11号

中里団地5号棟新築主体工事の請負契約について

中里団地5号棟新築主体工事について、次のとおり請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により本議会の議決を求める。

- | | |
|----------|---|
| 1、契約の目的 | 中里団地5号棟新築主体工事 |
| 2、契約の方法 | 指名競争入札 |
| 3、契約金額 | 158,400,000円 |
| 4、契約の相手方 | 栗山町中央1丁目1番地1
松原産業株式会社
代表取締役 松原 由典 |

